

マンション管理適正化推進計画の 対象となるマンションについて

1 マンション管理適正化法

マンション管理適正化法においては下記のとおり定義されています。新潟市マンション管理適正化推進計画の対象とするマンションもこの定義にあたるものとします。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号にさだめるところによる。

- 一 マンション 二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。

2 複合用途等のマンションの取扱いについて

マンションの利用形態によっては、店舗・事務所等が混在する形態もありますが、「二以上の区分所有者が存する建物」、「居住の用に供する専有部分がある」という2点を満たす場合にはマンション管理適正化推進計画の対象として取り扱います(下記図表参照)。

なお、住宅の居室を事務所等で利用している場合もありますが、こうした利用が混在している場合でも、1戸でも「居住の用に供する専有部分がある」場合にはマンション管理適正化推進計画の対象として取り扱います。



※マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン(国土交通省、令和3年11月)より抜粋

図.複合用途型マンションにおける管理組合の形態イメージ